

いすみ市マルシェ運営事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、市内でマルシェを開催する運営者を支援することにより、創業を希望する者、起業家等の出店の場並びに市内外の人々及び生産者同士の交流の場を創出し、地域の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マルシェ 10以上の者が出店して開催する即売会をいう。
- (2) 運営者 市内に住所を有する者又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は団体であつて、マルシェを運営するものをいう。
- (3) 出店者 マルシェに出店し、自ら生産した物品又は自ら製造した加工品、工芸品等の販売を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、マルシェの運営者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、マルシェの運営に係る事業であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において1年度当たり2回以上マルシェを開催する見込みがあること。ただし、1年度当たり1回以上は、市長が指定する場所での開催でなければならない。
- (2) 出店者の数が10以上であり、かつ、5以上の出店者が市内に住所を有する者又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は団体であること。
- (3) 不特定多数の者が自由に参加できるマルシェとすること。
- (4) 運営者及び出店者にいすみ市暴力団排除条例（平成24年いすみ市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含まず、かつ、運営に関与していないこと。

(補助金の対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び内容は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、30万円を限度とする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、初めて補助金の交付の申請をした日の翌日から起算して2年間とする。

(交付の申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、いすみ市マルシェ運営事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 規約、定款その他これらに類する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、いすみ市マルシェ運営事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合は、事業を適切に行わせるために必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該決定に係る通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更等の承認)

第10条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、いすみ市マルシェ運営事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業の内容の軽微な変更の場合は、この限りでない。

(1) 補助事業を開催する日時、場所その他の事業計画を変更しようとするとき。

(2) 補助対象経費の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業の実施を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、いすみ市マルシェ運営事業変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに当該補助事業の成果を記載したいすみ市マルシェ運営事業実績報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、いすみ市マルシェ運営事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、いすみ市マルシェ運営事業補助金交付請求書（様式第8号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第14条 交付決定者は、補助事業の遂行のために必要があるときは、概算払による補助金の交付を受けることができる。

2 交付決定者は、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、いすみ市マルシェ運営事業補助金概算払交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令等に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不相当と認められる事実があったとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

補助対象経費	内容
1 広報経費	(1) ポスター、チラシ、案内看板、のぼり旗等の作成費及び印刷費 (2) ホームページ等の作成費 (3) イベント告知のための広告の掲載等に係る経費
2 会場関係経費	(1) 会場及び会場に備えられた器具等の使用に係る経費 (2) 会場、販売ブース、照明等の設営及び会場の装飾等に係る経費 (3) 会場の警備に係る経費
3 運営経費	運営協力者等の報酬
4 その他経費	保険料その他事業の実施に係る経費として市長が必要と認めるもの